

任意継続加入者の皆様へ

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 福原 紀彦

令和6年能登半島地震により被災された任意継続加入者の皆様への
災害見舞金等の早期支払等について

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当事業団では、特に甚大な被害のあった地域において、**住居又は家財に損害を受けられた任意継続加入者の皆様からの災害見舞金等の請求**について、給付金等を速やかに決定し、送金することとしましたのでお知らせします。

被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

記

1. 災害見舞金及び災害見舞金付加金

「災害見舞金・災害見舞金付加金請求書」について、給付金等を早期に支払うための処理を行います。災害見舞金及び災害見舞金付加金の支給条件等については、【参考】をご確認ください。

(1) 請求手続

次の枠内の必要書類を提出してください。

なお、災害見舞金・災害見舞金付加金請求書の右上余白に、赤字で「令和6年能登半島地震」と記載してください。

- | | |
|---------------------------|---|
| ①災害見舞金・災害見舞金付加金請求書 | } これらの様式用紙は、私学共済ホームページ「令和6年能登半島地震への対応（共済業務）」から取得できます。 |
| ②災害状況明細書 | |
| ③市区町村長又は消防署長等が発行した「り災証明書」 | |

(注) この他にも書類が必要となる場合があります。

記入方法は、私学共済ホームページをご確認ください。

(2) 給付金等の送金

給付金等については、すでに登録してある任意継続用の給付金口座へ送金します。

(3) 災害見舞品

災害見舞金付加金が決定された任意継続加入者の皆様には、災害見舞品に代えて**3万円**を支給します。

なお、災害見舞金付加金とあわせて支給しますので、請求手続は必要ありません。

(4) お問い合わせ

給付金等の請求についてご不明な点がございましたら、業務部短期給付課にお問い合わせください。

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

TEL 03-3813-5321 (代表)

私学共済ホームページ <https://www.pmac.shigaku.go.jp>

※ 災害見舞金等の請求書等の用紙は、私学共済ホームページ「令和6年能登半島地震への対応(共済業務)」に掲載しています



【参考】

災害見舞金及び災害見舞金付加金は、加入者（任意継続加入者を含みます。）及び被扶養者が水震火災その他の非常災害により住居（注1）又は家財に損害を受けたとき、その損害に対する見舞金として支給される給付です。

〔支給条件〕

下表左欄に掲げる損害の程度に該当した場合に、右欄に定める月数を標準報酬月額に乗じて得た額を災害見舞金として支給します。また、災害見舞金の額の60%に相当する額を災害見舞金付加金として支給します。なお、住居又は家財に対する損害が5分の1以上3分の1未満の場合には、災害見舞金の支給対象となりませんが、標準報酬月額の50%に相当する額を災害見舞金付加金として支給します。

この他に、災害見舞品に代えて現金3万円を、災害見舞金付加金と同時に支給します。

※ 住居又は家財の損害の割合が5分の1未満の場合には支給されませんのでご了承ください。

損 害 の 程 度 (注2)	月 数		
	災害見舞金	災害見舞金付加金	合計
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	3か月	1.8か月	4.8か月
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	2か月	1.2か月	3.2か月
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	1か月	0.6か月	1.6か月
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	0.5か月	0.3か月	0.8か月
住居又は家財に5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき	—	0.5か月	0.5か月

床上浸水により損害を受けて上の表により、損害の程度を判定しがたいと認めたとき

浸 水 の 程 度 (注3)	月 数		
	災害見舞金	災害見舞金付加金	合計
床上 120cm以上	1か月	0.6か月	1.6か月
床上 30cm以上120cm未満	0.5か月	0.3か月	0.8か月
床上 30cm未満	—	0.5か月	0.5か月

(注1) 災害見舞金の対象となる「住居」とは、加入者又は被扶養者が現に生活の本拠として居住する建物をいいます。この「建物」は、自己の所有のものであるかどうかは問いません。

(注2) 修理等により使用可能であるものは、損害に含まれませんのでご注意ください。

(注3) 床下浸水の場合は支給されません。